

(平成24年12月19日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認奈良地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準賞与額の記録については、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額記録については、22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 55 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 24 日  
② 平成 16 年 10 月 5 日から 17 年 3 月 31 日まで

A社に勤務していた期間における平成 16 年 12 月の賞与の記録が、年金記録に反映されていない可能性があるとして、年金事務所から連絡を受けた。保管する当時の預金通帳に当該賞与の入金記録が確認できたので、調査して記録を訂正してほしい。

また、A社に勤務していた期間の標準報酬月額について、預金通帳で確認できる給与振込額に比べて低く記録されているので、調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間における標準報酬月額（標準賞与額）の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと

認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①について、申立人は賞与明細書を所持しておらず、A社は申立人に係る賃金台帳等を廃棄済みと回答していることから、当該期間の賞与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

しかしながら、申立人が当該期間において給与振込に利用していた銀行の預金通帳の出入金記録及び過去に記録の訂正を申し立てた同僚が提出した当該期間に係る賞与明細書により、申立人は当該期間において賞与を支給されていることが認められる。

また、賞与振込額に基づき賞与総支給額及び保険料控除額を試算したところ、賞与支給額は5万円、厚生年金保険料控除額は3,483円であったものと推認できる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記預金通帳及び賞与明細書により推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、5万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年12月24日の標準賞与額について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、前述の申立期間①と同様に給与明細書及び賃金台帳等は廃棄済みであることから、当該期間の報酬月額及び保険料控除額は確認することができない。

しかしながら、申立期間②のうち、平成16年12月1日から17年3月31日までの期間について、申立人から提出された平成17年分給与所得の源泉徴収票から厚生年金保険料額を試算したところ、標準報酬月額22万円に基づく厚生年金保険料が控除されていたものと推認できる。

したがって、平成16年12月から17年2月までの標準報酬月額については、上記源泉徴収票より確認できる厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

また、申立期間②のうち、平成16年10月5日から同年12月1日までの期間について、申立人から提出された平成17年度市民税・県民税普通徴収変更（決定）通知書において、16年中の申立人に係る社会保険料控除額は16万3,022円であることが確認できることから、申立人がA社の直近に勤務したB社に係る同年分源泉徴収簿により、申立人は同社において同年1月から同社

における被保険者資格を喪失する同年4月1日までの期間に10万4,019円の社会保険料を控除されていたことが確認できる。一方、A社の社会保険事務担当者は、「通常であれば、厚生年金保険被保険者資格取得後、5か月の間に標準報酬月額が変わることはないことから、おそらく資格取得日から最初の2か月の期間についても、それに続く期間と同額の標準報酬月額であったと思われる。また、当時の女性営業担当者の入社時の給与は22万円くらいだと思う。」と述べていることから、同年10月及び同年11月についてもそれに続く同年12月以後の期間の標準報酬月額（22万円）と同額の標準報酬月額に基づく保険料を控除されていたと仮定できることから、同仮定に基づき、同社における当該期間の社会保険料控除額を試算したところ、同社における当該保険料控除額及び前述（申立期間①）において試算した標準賞与額に係る保険料控除額に前述のB社における社会保険料控除額を併せた合計額は、平成17年度市民税・県民税普通徴収変更（決定）通知書において確認できる社会保険料控除額とおおむね一致する。

さらに、前述の預金通帳及びC銀行D支店から提出された申立人に係る預金元帳の出入金記録により、申立人の平成16年10月及び同年11月に係る給与振込額は、オンライン記録の標準報酬月額（13万4,000円）を超えている上、それに続く同年12月以後の期間に係る給与振込額と同額程度であることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間②のうち、平成16年10月5日から同年12月1日までの期間において、標準報酬月額22万円に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたものと推認でき、当該期間の標準報酬月額については、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の記載に誤りがあつたことを認めていることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業部C工場における資格取得日に係る記録を昭和46年3月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和46年3月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月29日から同年4月1日まで

私は、A社に昭和35年4月16日から平成7年11月20日まで継続して勤務した。同社本社から同社B事業部C工場に転勤した際、1か月の空白期間が生じている。継続して勤務していたことは間違いないので、調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された従業員詳細情報、D健康保険組合から提出された個人台帳被保険者情報及び雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（同社本社から同社B事業部C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人がA社B事業部C工場へ同時期に異動したとしている同僚の一人が、「昭和46年3月29日からC工場において業務を開始した。」と日記に記載していると陳述していることから、申立人の異動日も同日と考えられ、申立人の当該事業所における資格取得日は、同年3月29日とすることが妥当である。

また、申立期間における標準報酬月額については、申立人のA社B事業部C工場における昭和46年4月の社会保険事務所（当時）の記録から10万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成17年12月27日の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を12万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月27日

A社に勤務していた期間のうち平成17年12月に賞与を受け取り、厚生年金保険料が控除されていたが、年金記録に反映されていないので、調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳（写し）により、申立人は、申立期間において、賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から、12万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届出していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 奈良国民年金 事案 1277

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 5 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 5 月から 52 年 3 月まで

私が 23 歳の頃である昭和 52 年から 53 年 2 月頃までの期間に、自宅に来ていた女性の徴収員から特例納付制度による国民年金保険料の納付を勧められたことから、20 歳からの未納期間の保険料について一括納付したにもかかわらず、申立期間について未納とされており、納得がいかないので調査して記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、23 歳の頃である昭和 52 年から 53 年 2 月頃までの期間に 20 歳からの未納期間の保険料について一括納付したと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に対する国民年金手帳記号番号の払出日は 52 年 9 月 27 日となっており、申立人の前後の記号番号に係る任意加入被保険者の国民年金加入状況から、申立人に係る国民年金の加入手続は、同年 12 月頃に行われたものと推認でき、申立人が一括納付したとする時期とおおむね一致しているものの、当該時期は、特例納付実施期間ではない上、申立期間の一部は時効により納付できない期間であることから、一括納付はできなかったと考えられる。

また、申立人は申立期間の保険料として 4、5 万円くらいの金額を一括納付したと主張しているが、申立人が国民年金被保険者となって以降に利用できた特例納付実施期間は、昭和 53 年 7 月から 55 年 6 月までの第 3 回特例納付実施期間であり、仮に、同期間に申立期間の保険料を一括納付したとしても、納付すべき金額は 14 万円となり、申立人の主張する金額と大きく相違している。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計



簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。